

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成24年度第3回）
開 催 日 時	平成24年12月26日（水） 午後1時30分から午後5時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者 (評価員・50音順)	委託業務総合評価一般競争入札評価委員 遠藤評価員、福岡評価員（案件(1)）、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室（中村、山口、橋本、木村、小篠、乾） 東部清掃工場（富田、永田、中村、請閑）
案 件 名	(1) 枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託 ① 落札候補者について ② その他 (2) 安心と輝きの杜施設総合管理委託 ① 落札候補者について ② その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札執行調書 ・枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託入札参加者評価点一覧及び各社評価基準採点表 ・枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 ・枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託仕様書 ・安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札執行調書 ・安心と輝きの杜施設総合管理委託入札参加者評価点一覧及び各社評価基準採点表 ・安心と輝きの杜施設総合管理委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 ・安心と輝きの杜施設総合管理委託仕様書
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者評価点一覧（案）及び各社評価基準採点表（案）について意見聴取が行われた。 ・落札候補者について意見聴取が行われた。
会 議 の 公 開 ・ 非 公 開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会 議 録 の 公 表 ・ 非 公 表	公表
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	環境事業部東部清掃工場（案件(1)）、総務部総務管理課（案件(2)）

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員5人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託

① 落札候補者について

今回の入札申し込みのあった1社について、入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採点表(案)等に基づき、各評価項目及び評価点の説明を事務局から受けた。

□価格評価及び技術的評価について

評価員：今回の入札は1者しか参加していないことから、それぞれの評価項目の絶対評価が相対評価となり、満点となったということか。

事務局：そのとおりである。

評価員：障害者雇用率の提案内容では、法律改正後の2%を目指そうとする記述があるが、あくまで現時点での評価となるのか。

事務局：現時点での評価となる。

評価員：1回目(再発注する前)の入札に2者が参加し、両社ともに入札価格が予定価格を上回ったということであるが、もともとの価格設定に問題はなかったのか。また、再発注の時に価格の再検討はしなかったのか。

事務局：1者については予定価格との差はわずかであり、もう1者についても予定価格を大きく上回るものではなく、問題はなかったと考える。余程極端に予定価格と応札額が開いていない限り、再発注はそのまま同じ条件で発注する。また、委託においては、再発注時に再度入札も発注条件に入れることとしており、価格の再検討は行っていない。

評価員：結果的に価格で決定したということになるのか。

事務局：価格のみで決定するものではないため、提案内容も審査して適正かどうかを判断する。

評価員：1回目の発注の見学日と2回目の発注の見学日で、状況が大きく変化している等で見積りに差が出るものであったのか。

事務局：1回目の発注の見学日から2回目の発注の見学日までに1ヶ月の期間があいていたが、この1ヶ月の間で状況は大きく変化していない。

評価員：応募者が少ないのであれば予算を上げるなどの検討が必要ではないか。

事務局：予定価格と入札価格に極端な差があれば、仕様変更や受注実績等の参加資格の見直し等が必要かと思われるが、1回目の入札価格は予定価格と大きな差がなかったことから、同じ条件で再度公告している。

評価員：今後の業務のチェック体制はどのようになっているのか。

事務局：状況の変化等を見ながら、項目の見直し等対応していくこととなる。

評価員：施設が建設中であるとか、受注実績で制限を付けていることで応募者が少なかったとい

うことか。

事務局：ごみ処理という特殊な業務であり、他市などでは随意契約や指名競争で行われ、業者決定されていることが多い。今回、一定の技術レベルが欲しかったこともあり総合評価一般競争入札としたことから、提案書の作成等が必要で不慣れなこともあり、参加者が少なくなったかもしれない。

評価員：技術的評価の危機管理（別紙16）について、評価項目が到達時間となっていることに意味があるのか。市の対応はどうなっているのか。

事務局：粗大ごみ施設は昼間稼働であること、土・日は稼働しないことが原則であり、ピットでの火災等施設で異常が起こった場合、焼却施設と異なり、従事者が不在であることから、責任者が緊急出勤を含め、指揮命令してもらう必要がある。このため、評価項目として到達時間で評価することとしたもの。緊急時にはもちろん市の職員も対応する。

□社会的価値評価について

評価員：育児休業について、取得者が3年間いなかったということであるが、これは年齢構成・性別に関係しているのか。

事務局：この業務に従事する者の年齢層が高いこと、女性の従事者が少ないことが原因であるかと考える。

評価員：社会的価値評価の提案書の中で、親会社では取り組んでいるといった内容の記述があるが、どこまでを評価するのか。

事務局：現時点では、親会社の取り組みを評価の対象にしていない。今後、評価の対象とするのであれば、決定基準の中で明記しておかなければならないと考える。

評価員：障害者雇用率が達成されていないが、今後どのように対応するのか。

事務局：現時点で法的に問題がないことは確認している。落札者決定基準の中で、履行担保方法と契約期間中の確認方法として、必要に応じて報告を聴取することとなっている。法令遵守の状況も確認していく。

② その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

●案件(2) 安心と輝きの杜施設総合管理委託

① 落札候補者について

今回の入札申し込みのあった5社について、入札参加者評価点一覧（案）及び各社評価基準採点表（案）等に基づき、各評価項目及び評価点の説明を事務局から受けた。

□価格評価及び技術的評価について

評価員：A社は書類の提出が無い場合0点となっている項目がある。このような書類の提出が無い場合、提出漏れであることの確認の電話等はするのか。

事務局：提出書類が漏れている場合は、その旨を連絡しての追加提出は求めている。ただし、提出書類が任意様式や例えば管理職名簿で男性・女性の区別がつきにくい場合や内容の

把握が難しい場合は、聞き取りにより確認を行った上で評価点を付与している。

評価員：C社の価格は調査基準価格よりも低いですが、価格の妥当性についての確認はしているのか。

事務局：C社に対して低入札価格調査制度に基づく事情聴取等の調査を行っている。低入札価格調査の結果については、総合評価値の審議後に説明する。

□社会的価値評価について

評価員：ボランティアの評価項目については、企業全体としてのボランティア休暇の部分と従業員が個人で参加する部分の二つに分かれている。今回は個人で参加する部分は4社とも0点となっていることから今後は一つにまとめて考えてもよいのではないかと。企業全体がボランティアに対する理解があり支援するという評価でよいのではないかと。

事務局：支援というのは企業が休暇等の制度として従業員にボランティアに参加しやすいようにしているかということ想定している。

評価員：技術的評価も社会的価値評価もA社を除けばほぼ同じ点数となっており、総合評価制度は一定の基準をクリアさせるという効果は持っているのではないかと。一方、ここまで点数が接近してくると、結局価格だけで決まってしまうことになるので、総合評価制度の機能をどう働かせるのかが問われるのではないかと。

事務局：総合評価制度は社会的価値の実現につながるような入札方式として、公約施策の一つとして導入した事業であり、評価項目が多岐に渡っているが、全体としての促進効果を目的としている。この中で企業内保育や保育の助成制度を設けることも評価することもできるようになってきたが、業務内容によっては評価する項目が限定されることもある。これ以上の評価の項目は、落札者決定基準の中で設定することは可能であるがまだまだ厳しい。また、総合評価制度は価格も評価の対象である。最終的に技術的評価、社会的価値評価が接近して、点数の差は価格で決まってしまうとしても、総合的な評価の結果であるので、市としては価格で決まってしまうことに対して問題があるという認識は持っていない。また、例えば水道検針業務の場合は、価格評価を3割、技術的評価及び社会的価値評価を7割として価格以外の比率を高めても、価格評価が高い方が優位である。価格を度外視する方法となれば、予算限度額を示して企業を選定するプルポーザル方式があるが、総合評価制度は、より低廉な価格でより良い品質のものを評価することとして制度化したものである。

評価員：A社の各評価項目を見ると、提案に問題があることをあぶり出す機能があったことがわかる。

事務局：A社はこの評価結果により、次を目指して制度を揃えていく効果があるのではないかと。

評価員：各社の個々の評価結果は公表されるのか。次回はここを頑張ったら良いのかも分かるのか。

事務局：各社の評価結果は、最終の落札決定後に公表する。

評価員：今後各業種によって評価点数の傾向が見えてくるのではないかと。社会的な点数が出にくいものや点数がコンスタントに取れるものがある程度分かってきた段階で、評価項目を整理して増やすのではなく、基準の数値をもう少し上げることなどを今後の問題として検討は可能なのか。

事務局：年度単位となりますが、ガイドラインの見直しを含めて今後検証しながら、必要に応じ

て見直していく。

評価員：この委託業務はある程度のレベルの企業でないと対応できないと考える。社会的価値評価(4)男女共同参画への取組みの①育児・介護制度への取組みにおいて、「育児・介護の休暇及び休業制度等の社内規定（労使協定等）の内容」の社内規定の有無について、提案書類を確認すると、今年の7月1日から介護休暇は病院へ送り向かいする場合の休暇が事業所の規模に関わらず義務化されているが、A社、C社はそのことが既に明文化されており、B社にはその表記がない。企業の社会的評価がクリアできてないと総合評価制度により評価されないことを改めて認識できた。企業側が評価されることを認識すれば、法改正等も意識すると思われる。また、担当の社労士からの指導を受けて訂正されているかも知れない。総合評価方式による企業を育てる効果が出ているのではないか。

評価員：地元企業の育成も手を上げやすく、かつコンプライアンスがきちんと確保していることが評価できる評価基準を設定することが大切であると考え。

事務局：総合評価は試行から制度化したところであるので、今後検証して必要に応じて見直していく。

評価員：社会的価値評価(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組みの④就職困難者の継続雇用又は就労形態において、①A社は6月1日時点の雇用状況が確認できないため雇用実績が0点であり、②常用雇用労働者は6月1日時点で66人のため3点となっている。C社については①の雇用実績、②の常用雇用労働者はともに91人となっているが、この①と②の関係はどう見たら良いのか。

事務局：①は短期労働者を含み②は短期労働者を除くので、②は①の内数に当たるが、A社は①は6月1日時点で書類の提出を求めていたにもかかわらず5月31日時点の書類であったため0点と評価した。

□低入札価格調査について

評価員：保安警備業務や清掃業務に近隣の者を配置するとあるが、現在雇用されている人を原則としてそのまま引き継ぐという意味か。

事務局：現在ここに従事されている人も含むと確認している。

評価員：こういう業種の場合は常用ではなく有期雇用の方が多いのではないか。

事務局：多岐にわたる業務があるので一概に短期が多いとは考えていない。

評価員：入札価格は調査基準価格と大きくかけ離れている訳ではない。各経費の削減は自社施工によるコストダウンによるものということを確認したのか。

事務局：そのとおりである。しかし、C社の積算内訳と本市設計内訳は同一にはならないため、衛生管理にはその他の経費も入り込むことにより、当該経費が高くなっている。

評価員：清掃業務の設計価格に比べて、応札額の低さにも不安を招くところがある。

事務局：清掃業務を含め各業務の従事者の賃金は配置労働者賃金支払予定表の時間あたりの賃金額により、最低賃金を下回っていないことを確認している。

評価員：保険料は計上されているのか。

事務局：経費内訳には明記されていないが、労働・社会保険諸法令遵守状況報告書で各法令に関する加入及び届出状況を確認しており、毎年度末には労務者賃金支払い状況報告書の提出を義務付けており、賃金の支払い状況を確認する。

評価員：最低賃金でよいのか

事務局：法令による最低賃金が下限となっている。

評価員：関東の方で、公契約条例により最低賃金に数10円上乗せして賃金基準を設定している自治体があるが、条例基準を守る事業者を選んでいるが、いざ実態として他の関係諸法令が遵守できていないことがあったと聞いたことがある。このことから入口の審査だけでなく中間的なモニタリングが同時に必要になってくる。労災保険の事業主負担ぐらゐしか発生してこないと思われるが、週20時間を下回るようにローテーションを組んで雇用保険に入らないことにする可能性がある。法令遵守しているか、労働保険料の年度更新の時に中身を点検して、今の議論が杞憂に終わるようお願いしたい。

事務局：法令違反ではない場合は、労使協定で定められたことには介入できない。

評価員：パート労働法により労務の提供の仕方や経験年数による賃金については、雇用者は労働者に対する説明責任が求められているので念頭に置いておいてほしい。

② その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》